

令和2年3月2日

行田市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

行田市健康福祉部高齢者福祉課長

新型コロナウイルスの影響によるサービス担当者会議、
モニタリング実施の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で相次いで確認されており、各事業所において感染防止対策を徹底していただいているところですが、感染経路が特定できない症例が複数発生するなど、感染のまん延が懸念されております。

そのため、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議、モニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 サービス担当者会議

通常どおり、担当者を招集して会議を開催する場合は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

ただし、感染拡大防止の観点から、利用者、担当者又は居宅介護支援事業者が必要と認めた場合には、「やむを得ない理由」に該当するものとし、電話等による代替手段での照会により、意見を求めることができるものとします。

なお、この場合は、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録し、適切に保存する必要があります。

2 モニタリング

通常どおり、利用者の居宅を訪問する時は、手洗い、マスク着用等感染防止を徹底してください。

ただし、感染拡大防止の観点から、利用者又は居宅介護支援事業者が必要と認めた場合には、「特段の事情」に該当するものとし、利用者の状況を把握する手段として電話等による代替手段を活用し、その経過や内容を記録しておくことにより基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。

なお、この場合は、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録し、適切に保存する必要があります。

3 留意事項

①本取扱いについては、一律に「訪問する必要はない」「会議を開催する必要はない」等とお示しするものではありません。利用者と介護保険事業者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。（※本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせします。）

②新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い上記については、今後国の通知等により変わる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

③今回の取扱いについては、国発出「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（事務連絡 令和2年2月17日）」6ページ（10）②利用者の居宅を訪問できない場合、及び、介護保険最新情報 Vol. 770、Vol. 773を準用しているものです。

【担当】

行田市高齢者福祉課介護保険担当

電 話 048-556-1111（内線 277）

F A X 048-564-1315

E m a i l kourei@city.gyoda.lg.jp